

霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「その使用を中止し、又は終了したとき」を「その使用を中止したとき」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平日の使用料の特例）

4 第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間における平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日以外の日をいう。）のホールの使用料は、次の表のとおりとする。

区分		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
基本 使用 料	入場料を徴収しない場合	8,610円	11,480円	11,480円	22,960円	25,830円	37,310円
	入場料を徴収する場合（最高額が1,000円以下）	17,220円	22,960円	22,960円	45,920円	51,660円	74,620円
	入場料を徴収する場合（最高額が1,001円以上）	21,530円	28,700円	28,700円	57,400円	64,580円	93,280円

別表を次のように改める。

区分			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
基本 使用 料	ホ ー ル	入場料を徴収し ない場合	10,320円	13,760円	13,760円	27,520円	30,960円	44,720円
		入場料を徴収す る場合（最高額が 1,000円以下）	20,640円	27,520円	27,520円	55,040円	61,920円	89,440円
		入場料を徴収す る場合（最高額が 1,001円以上）	25,800円	34,400円	34,400円	68,800円	77,400円	111,800円
ロビー		1,540円 (ホールの使用者が同時にロビーを使用して物品等の展示販売 等の営利行為を行う場合に限る。)						
楽屋 1		840円	1,120円	1,120円	2,240円	2,520円	3,640円	
楽屋 2		840円	1,120円	1,120円	2,240円	2,520円	3,640円	
楽屋 3		720円	960円	960円	1,920円	2,160円	3,120円	
楽屋 4 (会議室)		1,110円	1,480円	1,480円	2,960円	3,330円	4,810円	
楽屋 5		450円	600円	600円	1,200円	1,350円	1,950円	
楽屋 6		450円	600円	600円	1,200円	1,350円	1,950円	
リハーサル室		900円	1,200円	1,200円	2,400円	2,700円	3,900円	
1階集会室		1,200円	1,600円	1,600円	3,200円	3,600円	5,200円	
2階集会室		2,430円	3,240円	3,240円	6,480円	7,290円	10,530円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。